

(保険及び補償)

借受人又は運転者が第29条第1項の賠償責任を負うときは、

締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、

当社がレンタカーについて次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。

(1)対人補償 1名につき 無制限(自動車損害賠償責任保険による金額を含む。)

(2)対物補償 1事故につき 無制限(免責金額5万円)

(3)車両補償 1事故につき 時価額 免責金額5万円 マイクロバス・2tロング、アルミ、ダンプ、
2tロングアルミ、2tロングワイド等車両は免責額10万円

(4)人身傷害補償 1名につき 3,000万円まで(定員まで) 1名限度額 3,000万円